

自己負担上限月額(育成医療・更生医療・精神通院医療)

生活保護世帯	非課税世帯		課税世帯		
	低所得1	低所得2	中間層1	中間層2	一定所得以上
	本人収入 800,000円以下	本人収入 800,000円を超える	市町村民税 所得割額 33,000円未満	市町村民税 所得割額 235,000円未満	市町村民税 所得割額 235,000円以上
負担上限月額 0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	上限額の設定なし (医療保険の自己負担限度額)		自立支援医療 制度の対象外
			育成医療※2		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	
			「重度かつ継続」対象者 ※1、2		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円

※1 重度かつ継続の範囲については、以下のとおりです。

① 疾病、症状等から対象となる人

○ 育成医療・更生医療

じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)

○ 精神通院医療

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害(依存症等)の人または集中・継続的な医療を要する人として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した人

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人

医療保険の多数該当の人

※2 育成医療の中間層1、2及び重度かつ継続の人については、さらに軽減措置を実施しています。